

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会
ボランティアグループ活動助成事業実施要綱

1. 目的

この要綱は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（以下「本会」という。）助成金交付規程第3条に定めるボランティアグループ活動助成金の交付に関し必要な事項を定め、那覇市の地域活動を支えるボランティア団体を支援することを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

3. 対象団体

那覇市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターに登録し、ボランティア・市民活動センターの事業に協力的で、那覇市の地域福祉活動に意欲的に取り組んでいるボランティア・市民活動団体。

4. 助成金額

当該年度予算の範囲内において、10万円を上限とする。

5. 補助率

助成事業に要する費用として認められた補助対象経費の合計額から、寄付金その他の収入額を控除した額に補助率10分の9を乗じて得た額とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、補助率を10分の10までの範囲で引き上げることができる。

6. 助成対象

- ①活動にかかる必要経費
- ②事務用品、備品などの購入費
- ③学習会、研修会などの経費
- ④調査・研究の実施費用

7. 対象とならない内容

人件費、光熱水費等の運営資金

8. 事業実施期間

一会計年度内とする。

9. 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、事務局まで郵送又は直接提出する。

10. 助成の決定

(1) 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会ボランティアグループ活動助成事業審査会を開催し、助成申込のあった事業内容を審査の上、助成額を決定する。

(2) 審査会について必要な事項は別に定める。

11. 助成決定後の事項

①助成の決定したボランティアグループは当年度内に事業を遂行すること。

②事業終了時には、報告書及び成果品を提出すること。

③本会の実施する、事業報告会へ参加し発表すること。

12. 事業変更における助成辞退について

やむを得ない事由により、活動が困難になった場合においては、速やかに本会へ報告及び助成金の返還を行うものとする。

13. 事務局

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター

〒901-0155 那覇市金城3-5-4

TEL:098-857-7766/FAX:098-857-6052